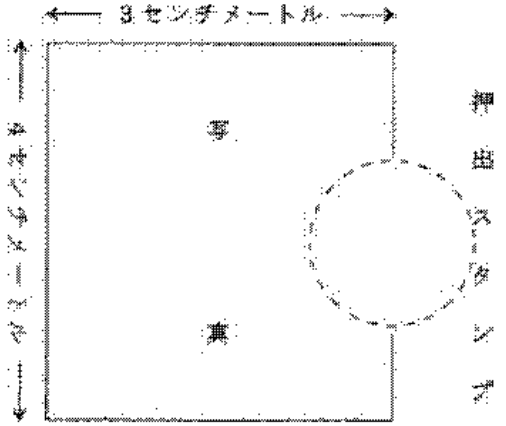
様式第３（第28条関係）（平９厚農水通産令１・追加、平12厚農水通産令３・令元財厚労農水経産環省令２・一部改正）

表　面

第　　号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
第30条第２項の規定による立入検査をする職員の身分証明書



職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

発　行　者　名　　印

裏　面

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律抜すい

第30条　主務大臣は、再商品化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、再商品化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、再商品化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第47条　次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　（略）

三　（略）

四　第30条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

（備考）　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

２　発行者は、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣とする。